

## 相談・支援連携事業業務委託仕様書

### 1. 事業名称

相談・支援連携事業

### 2. 実施期間

令和 3 年（2021 年）4 月 1 日から令和 6 年（2024 年）3 月 31 日  
（3 年間の長期継続契約）

### 3. 実施場所

箕面市内全域

### 4. 事業目的

コーディネーターが中心となって、学校や教育委員会、福祉部門等の行政機関、社会福祉協議会、NPO 法人等の民間団体等の関係機関（以下、「関係機関等」という。）と定期的に情報交換を行うなど、連携しながら、家庭の状況等により養育支援を必要とする生活困窮世帯等に属する児童（以下、「対象児童」という。）の早期発見に努め、「子どもの居場所」等の支援事業（以下、「支援事業」という。）へつなぐことを目標とし、必要な支援を行う。

また、対象児童やその保護者（以下、「事業利用者」という。）の家庭への相談支援、対象児童の保護者に対する養育に必要な知識の情報提供を行い、早期に適切な支援事業につなぐなど、世帯全体が抱える複合的な課題の解決に向けて、継続的かつ総合的な支援体制を確立するものとする。

### 5. 実施要件

#### （1）事業内容

- ①関係機関等との定期的な情報交換等による連携
- ②支援事業へつなぐべき対象児童の早期発見・早期支援
- ③対象児童への必要な支援（「子どもの居場所」と学校間等の送迎を含む）の実施
- ④対象児童の保護者に対する養育に必要な知識等の情報提供
- ⑤世帯全体の課題解決に向けた相談支援
- ⑥その他、箕面市教育委員会教育長（以下、「教育長」という。）が必要と認めるもの

#### （2）実施日時等

##### ①実施する日時

平日（月曜日から金曜日）の午後 4 時から午後 8 時まで

なお、関係機関等との連絡調整や相談対応など、事業の実施にあたり必要な場合においては、この限りではない。

#### ②実施しない日

土曜日及び日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

1月2日から同月3日までの日

12月29日から同月31日までの日

教育長が指定する日

#### (3) 対象者

家庭の状況等により、養育支援を必要とする生活困窮世帯（生活保護被保護世帯、児童扶養手当受給世帯、就学援助認定世帯、子どもの医療費助成制度における非課税階層に属する世帯）等に属する小学1年生から小学6年生の児童及びその保護者

#### (4) 実施方法

関係機関等と連携しながら、対象児童の早期発見に努め、事業利用者からの相談に応じ、必要な支援事業につなぐ。

#### (5) 実施体制

##### ①コーディネーター及び支援員の配置

実施主体は、事業の実施にあたり、関係機関等と連携しながら対象児童を支援事業につなぐためのコーディネーターを1名配置すること。また、コーディネーターとともに、事業利用者からの相談に応じ、対象児童の送迎（「子どもの居場所」と学校間等の送迎）を含めた総合的な支援を行うための支援員を1名以上配置すること。対象児童の送迎については、「6. 対象児童の送迎」のとおりとする。

なお、コーディネーター及び支援員（以下、「従事者」という。）は、子どもの権利を守り、子どもの福祉の向上に理解と熱意を有すると認められる者であって、生活困窮世帯等への相談支援業務やその他の相談支援業務に従事した経験を有するなどの経験や知識を有する者を配置すること。

##### ②支援体制の確立

関係機関等と連携しながら、対象児童の状況を共有し、支援内容について検討するなど連携を密にし、継続的かつ総合的な支援体制を確立する。

#### (6) その他

①実施主体は、事業利用者から利用料等を徴収することはできない。

②効率的かつ効果的な運営に努めること。

③プライバシーに配慮した相談場所を確保すること。

④安全管理を徹底すること。

⑤防災、避難、救命救急、苦情、不審者対策、感染症対策等の児童の集団の管理

に必要な訓練を行い、あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態等に適切な対応を行えるように備え、危機管理体制を築くとともに、危機管理マニュアルを作成し、教育委員会へ提出すること。

⑥毎年度の緊急連絡体制について、当該年度の4月初旬に教育委員会へ提出するとともに、変更が生じた場合は速やかに教育委員会へ報告すること。

⑦事業実施上の事故等に備え、必要な保険に加入するなどして適切な補償を行える体制を整えておくこと。

⑧事業利用者の意見・要望等を集約する方法を整え、適宜、本事業の管理・運営の参考とし、反映させ、事業の質の向上を図ること。

⑨事業利用者からの相談や問い合わせ、苦情等には、原則として実施主体が対応し、迅速かつ誠実で適切な対応を行うとともに、速やかに教育委員会へ報告すること。

## 6. 対象児童の送迎

「子どもの居場所」と学校間等の送迎については、対象児童を送迎するにあたり必要となる車両（以下、「送迎車両」という。）を所有する場合、リースする場合又はタクシーを利用する場合など、いずれか安価な方法を採用するものとし、以下のとおり安全かつ適切に実施すること。

### (1) 送迎車両を所有又はリースする場合

①従事者のうち送迎車両の運転を行う者（以下、「運転者」という。）は、車両維持管理等に必要な一定の知識、安全かつ丁寧な運転技術及び児童の対応技術を有していること。

②運転者の運転免許証の写しをあらかじめ本市に提出すること。

③送迎車両の運行上、運転に支障があると認めた場合、本市は実施主体に対して運転者の交代を求めることができる。その場合において、実施主体は速やかに運転者を変更しなければならない。

④運転者は、送迎車両を運転するにあたり、運転前の点検や法定点検、定期点検、整備、修理、清掃、その他適切な維持管理を行うこと。

⑤車両維持管理等に係る保険料や修繕等の費用は、本市からの委託料で賄わず、実施主体が負担すること。

⑥対象児童の送迎にあたり必要となる運転者の人件費や車両リース費用、タクシー運賃の精算については、「12. 委託料の精算」のとおりとする。

### (2) 共有事項

①対象児童の送迎方法について、あらかじめ本市と協議の上、決定すること。また、送迎方法を変更又は追加する場合も同様とする。

②送迎車両を利用する児童の安全を確保すること。

③事故などの不測の事態等が発生した場合は、速やかに教育委員会へ報告するとともに、事故発生報告書を提出すること。

## 7. 研修

実施主体は、従事者に以下のような必要な知識を修得する研修を実施するほか、研修へ参加させること。研修の実施にあたっては、実施計画を策定の上、研修終了後は報告書を作成し、教育委員会へ提出すること。

- (1) 本事業の趣旨、目的、業務内容及び服務規則について
- (2) 事業利用者への理解と支援の方法について
- (3) 関係機関等との連携、調整について
- (4) 事業利用者の状況を把握し、支援方針を立てるための知識や技術について
- (5) 事例検討等による適切な支援の在り方について
- (6) 人権及びその他事業を実施する上で必要な知識等について
- (7) その他、業務上必要な事項について

## 8. 業務の引継ぎ

本事業の委託契約期間の満了又は契約書に基づく解除時には、事業の実施に支障がないよう、本市又は本市が指定する者に、速やかかつ適切に事業の実施によって得られたすべてのデータや紙媒体等の資料を含め、業務を引き継ぐこと。

## 9. 再委託

本事業の再委託については、次に定めるものに限り可能とする。

- (1) コーディネーター及び支援員に対する研修
- (2) その他、本市と協議の上、定めたもの

## 10. 費用負担

本事業の運営に係る経費（人件費、事務費等）は、実施主体が負担し、本市からの委託料で賄うものとする。

## 11. 委託料の支払い

実施主体は、36回を限度として委託料の支払いを請求することができるものとし、履行確認後、実績報告に応じて支払うものとする。

## 12. 委託料の精算

「6. 対象児童の送迎」に記載のとおり、「子どもの居場所」と学校間等の送迎については、送迎車両を所有する場合、リースする場合又はタクシーを利用する場合など、い

ずれか安価な方法を採用するものとするが、そのいずれにおいても、業務委託料内訳書に記載の金額を上限とし、実績に応じて一月ごとに委託料の精算を行うものとする。

(1) 送迎車両の所有に係る精算

原則として、「子どもの居場所」の実施日は対象児童を送迎するものとし、送迎に係る運転者の人件費は、180万円（税込み）を年度額の上限とする。ただし、対象児童の送迎がない日数に応じて減額するものとする。

(2) 送迎車両のリースに係る精算

実際に要したリース費用に応じて精算するものとし、対象児童の送迎に係る運転者の人件費については、(1)と同様とする。

(3) タクシー利用に係る精算

実際に要したタクシー運賃に応じて精算し、年度額の上限を180万円（税込み）として実績に応じて減額するものとする。

### 13. 実績報告

委託業務完了後は、以下の内容について遅延なく本市に報告すること。

- (1) 事業実施状況、利用状況、事業成果
- (2) 事業経費等の収支状況
- (3) その他、教育長が必要と認める事項

### 14. 守秘義務

実施主体及び従事者は、業務上知り得た情報をみだりに他人に知らせず、又は他の目的に使用せず、守秘するものとする。なお、委託契約期間の満了若しくは契約書に基づく解除時、又はその職を退いた後も同様とする。

### 15. 個人情報の保護

実施主体及び従事者は、箕面市個人情報保護条例及び同規則を遵守し、個人に関する情報（以下、「個人情報」という。）の漏洩防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。

### 16. 任意の提案

実施主体は、事業内容に記載の業務の他、本事業の趣旨に沿った事業を提案することができる。なお、実施にあたっては、本市と協議の上、行うこと。

### 17. 補則

本仕様書は、本事業の実施にあたり必要な事項を明示したものであり、定めのない事項についても、事業の実施にあたり必要と認められる事項については、実施主体と本市

が誠意をもって協議の上、最大限の努力を行い、決定するものとする。